

令和5年度第4回かながわ食の安全・安心基礎講座 質疑応答

<会場受講者からの質問>

【質問】

遺伝子組換え食品について、生産者側のメリットの説明が多かったが、消費者側にメリットがあるのか。

【回答】

例えば、遺伝子組換え食品は、耐病性などの生産性が向上しているため、非遺伝子組換え食品と比較して、市場価格が安定し、安価になるというメリットがあります。

今後、世界的な気候変動等により、作物を栽培するうえで過酷な状況になった場合、安定した食料の供給のために、遺伝子組換え技術やゲノム編集技術により、生育可能な作物を生産することも考えられます。

【質問】

食用花(エディブルフラワー)の安全性について教えてください。

【回答】

一般的に流通する食用花(エディブルフラワー)は、食用として使用されることを前提に栽培されており、安全性に配慮されています。毒性があるとわかっている植物は食用花(エディブルフラワー)として流通していません。

講義の中でお話した、国内で遺伝子組換えとして栽培されている青色のバラや青色のカーネーションは、鑑賞用であり食品ではありませんので、食品としての安全性審査はされていません。

【質問】

除草剤の話があったが、それらを使用している諸外国から輸入している食品の安全性は問題ないのでしょうか。食品を購入する際、産地や遺伝子組換え食品であるか否か等を確認したうえで購入しているが、残留農薬等で健康被害が発生しないか心配しています。

【回答】

輸入される段階だけでなく、国内で流通している食品についても、行政で定期的に残留農薬検査を行っています。県衛生研究所では、農薬を専門に検査をしているグループもあり、安全性の確保に向けて取り組んでいます。

<web 受講者からの質問>

【質問】

ゲノム編集食品について、安全性審査も表示義務もなく、目印がないので検査もできないというものが届出制度で流通が可能になった理由を教えてください。そのようにしたメリットが大きかったのかも含めて知りたいです。

【回答】

《届出制度で流通が可能になった理由について》

ゲノム編集食品で用いられる技術は、特定の DNA を切断し、その修復過程における DNA 変異を利用して新品種を作り出すものです。また、ゲノム編集食品は最終的に外来 DNA が残存しない(機能をもった DNA が挿入されていない)ことが前提であり、新品種はゲノム編集された生物そのものの DNA を一部改変したものです。そのため、従来の放射線や化学物質を利用した DNA 変異(不特定の DNA を切断)による新品種作成と比較して、予期せぬ品種ができる可能性(危険性)が高くないことから届出制度になったと考えます。

なお、たとえゲノム編集技術で開発した食品でも、外来 DNA の残存がある場合には、遺伝子組換え食品として安全性審査や表示が義務となります。

《メリットについて》

ゲノム編集食品は、GABA のような機能性成分が強化、可食部分が増加、成長が促進された食品などが商品化されていますが、流通や消費がまだ一般化されていません。

ゲノム編集食品のメリットとして今後期待されることは、現状のゲノム編集食品における食品成分や生産性の付加価値の追加よりも、今後さらに地球規模で悪化が懸念される異常気象に耐えうる作物、動物(魚や家畜など)のゲノム編集食品開発が、我々の食料を確保するための技術となることと考えます。

以上